

千葉県身体障害者相談員設置要綱

〈改正後〉

1 目的

身体障害者相談員（以下「相談員」という。）は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3に基づき、身体に障害のある者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある者に関する援護思想の普及等身体に障害のある者の福祉の増進に資することを目的とする。

2 相談員の数

相談員の数及びその配置数は各福社區の身体障害者数及び面積を勘案して、別途市長が定める。

3 業務

相談員には担当地区を定め、次の各号に掲げる業務を委託するものとする。

- (1) 身体に障害のある者の手帳交付、医療、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言（福祉事務所または保健福祉センター及び障害者相談センターが行う専門的な相談指導を除く。）を行うこと。
- (2) 身体障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関を紹介し、連絡すること。
- (3) 身体障害者に対する援護思想の普及につとめること。
- (4) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

4 関係機関との連携

相談員は、その業務を行うにあたって、福祉事務所または保健福祉センター、障害者相談センター、民生委員等との緊密な連携を保たなければならない。

5 相談員の委託

(1) 基本的事項

相談員の委託については、市長は次の点に留意し委託するものとする。

ア 相談員を委託しようとする場合は、人格見識が高く、社会的信望があり、身体障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的活動ができ、

かつ、その地域の実情に精通しているものであって、原則として身体障害者のうちから適当と認められる者に委託するものとする。

イ 相談員については、民間人の立場における活動を期待するものであるから、民間篤志家として相談活動のできるものとする。

ウ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び内部障害者のそれぞれの相談に応じ、必要な指導を行う態勢を作るよう配意するものとする。

エ 候補者に本制度の主旨、内容、諸条件その他必要事項を説明し、その了解のうえで承諾を得るものとする。

オ 相談員は市長から所定の業務の受託者であるから、市の非常勤職員としての身分は有しない。したがって、市は相談員が業務上の事故又は第三者に与えた損害等に対する災害補償又は損害賠償の責を負わないものとする。

カ 市長は、必要に応じ、障害者またはその家族で構成される団体(以下「障害者団体等」という。)の代表者に対し、相談員の候補者として推薦するよう求めることができる。

(2) 事務手続

ア 市長は、相談員候補者のうち、受諾書により相談員業務を受諾する旨回答があった者に対して相談員を委託するものとし、委託書、証標、相談員記章を交付する。

イ 市長は、委託書交付の際委託事項、要綱の内容及びその他留意事項等について十分周知徹底を図るものとする。

6 業務委託の期間

相談員に対して業務を委託する期間は3年以内とする。ただし、補欠相談員に対する委託期間は前任者の残任期間とする。

7 委託の解除

相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合。
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合。
- (3) 相談員にふさわしくない非行のあった場合。

(4) 相談員から辞退の申し出があった場合

8 解除の事務手続

(1) 相談員は、前項第4号の規定により辞退の申し出をするときは、辞退届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(2) 市長は、前項の規定による委託解除が適当と認めたときは、委託取消通知書（様式第7号）を該当者に送付する。

9 相談員活動の実施内容

相談員の業務は要綱3のとおりであるが、細目については次のとおりとする。

(1) 相談員の活動区域は原則として担当福社区とする。

(2) 相談員の相談指導活動は、自宅相談及び出張相談とする。

(3) 相談員は積極的に担当地区内の実情を把握し、援護を必要とする者については、適切な相談、助言及び指導につとめるものとする。

また、地区内の団体の指導育成につとめるものとする。

(4) 相談員は公的援護について相談を受けたときは、対象者のもつ問題に応じて、その必要とする援護の内容を説明し申請について指導するものとする。

なお、この際特に必要と認められる場合には、関係機関に連絡するものとする。

(5) 相談員は、相談受付簿（様式第8号）を整備する。

(6) 関係機関は援護の実施過程において、相談員に委託することが適当と認められる要綱3の業務については、相談員と緊密な連絡をとり相互の協調を図るものとする。この際、相談員の協力を必要とする事項を具体的に連絡し、その実効を期するものとする。

(7) 相談員は前記の連絡により対象者を把握し、必要な相談助言及び指導を行うものとする。

(8) 相談員は、各年度の4月、7月、10月、1月の各月の10日までに前3ヶ月分の活動状況を身体障害者活動状況報告書（様式第9号）により一般社団法人千葉市身体障害者連合会に報告するものとする。

(9) 一般社団法人千葉市身体障害者連合会は、(8)の報告に基づき身体障害者相談員活動状況集計表（様式第10号）を作成し、当該月の30日までに市長に提出するものとする。

1 0 相談員の研修

相談員に対する研修は、市又は関係機関で行うものとする。

1 1 資料等の提供

相談員活動の効果を高めるため市長は参考となる資料を相談員に提供するものとする。

1 2 業務委託料

(1) 相談員の業務委託料の月額は、市長が別に定める。

(2) 業務委託料は、年2回に分けて支給するものとする。

1 3 証票及び記章

相談員は証票及び記章を相談活動の際必ず携行するものとする。また、喪失、汚損のないよう留意するものとする。

1 4 その他

この要綱に定めた以外の事項については、保健福祉局長が別に定める

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。なお、施行の日の前に行われた委託の期間は、改定前の規定によるものとする。